

医療機関の管理者の皆様へ

# 「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から

働き方改革関連法が順次施行され、

**医療機関で働く  
すべての人に適用**されます!!



## Point 1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

### **時間外労働の上限規制が導入されます！**

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、  
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、  
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

⇒※医師については応召義務等の特殊性を踏まえ、**2024年度から適用**されます。

※適用される時間外労働の上限時間等は2019年3月を目途に検討中です。

## Point 2

施行：2019年4月1日～

### **年次有給休暇の確実な取得が必要です！**

使用者は、10日以上の子次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、  
**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。

## Point 3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

### **正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止**されます！

同一企業内において、  
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、  
**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。



# 相談窓口のご案内

働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

## 労働基準監督署

労働時間相談・支援コーナー

時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。

甲府労働基準監督署 055-224-5616

都留労働基準監督署 0554-43-2195

諏訪労働基準監督署 0556-22-3181

## 山梨労働局

【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】

雇用環境・均等室

【派遣労働者関係】

需給調整事業室

正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。

雇用環境・均等室 055-225-2851

需給調整事業室 055-225-2862

## 医療労務管理相談コーナーのご案内

健康で安心して働くことができる快適な職場づくりを支援します

医療機関の勤務環境改善を支援するため、賃金制度、労働時間制度、労働安全管理体制などの人事労務管理体制の見直しを図る医療経営者、または医療従事者を対象に相談に応じます。

相談先はこちら

## 医療労務管理相談コーナー

コーナーへの電話・来所相談及び訪問による相談は無料です。  
(相談員は医療労務管理アドバイザーの社会保険労務士です。)

山梨県社会保険労務士会内

TEL: 055-225-2071

FAX: 055-244-6065

お気軽にご相談ください